

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国

庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下である必要があります。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

●新規加入者の声

中尾勇一さん夫妻は、白菜2.5ha、キャベツ2.5ha、サツマイモ2.5ha、人参1.5ha、スイカ0.8ha、菊0.1haを経営されています。奥さんの泉さんは農業者年金にすでに入っていますが、夫の勇一さんは、農業者年金は掛け金を選択でき、積立方式で全額社会保険料控除されることを知り、今年度加入されました。「まだまだ若いですが、今から老後の話でもすっか。」と笑顔で顔を見合せていました。



中尾泉さん・勇一さん（大隅町）

●受給者の声

山下好弘さんは、平成24年9月に65歳となり、農業者年金の新規受給者となりました。「農業者年金はありがたい制度です。これまで頑張って年金を掛けてきたからもらえるんですね。元気でこれからも長生きしたいです。」と話されました。



山下好弘さん（大隅町）